

企業立地のための県内地域資源発見ツアー業務
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 7 年 6 月 10 日

産業労働部 産業立地・IT 振興課長

1 業務の概要

(1) 業務名

企業立地のための県内地域資源発見ツアー業務

(2) 業務の目的

長野県の観光地・生活地としての魅力は全国的に認知されているが、長野県をビジネスフィールドとして捉えているオフィス系の企業は決して多くない。これは、長野県の魅力とビジネスイメージが結びついていないことや、個別の地域がもつ魅力や可能性がまだ認知されていないことが要因として考えられる。

そこで、地域の特色ある取組や地域の資源・課題を活用したビジネス実践地の視察や、地域関係者との交流を目的としたツアーを実施することで、個別の地域の魅力を認識・体感する機会を設け、ビジネスフィールドとしての長野県のイメージの創出・認知をねらう。

さらに、企業が長野県と関わるきっかけとなるリゾートテレワーク・おためしナガノ・チャンジナガノといった県の施策紹介や、ツアー後半に視察先の取組や考えを整理し、地域に参加企業の知見・技術をどのように活かすことができるか考える場を設け、具体的な長野県への関わり方のイメージを深め、具体化することで、県内への立地へとつなげていく。

(3) 業務内容

県外企業が南信州・上伊那地域を視察し、地域の特色ある取組や、地域の資源・課題を活用したビジネス実践地の視察及び地域関係者との交流を行うツアーを企画・実施する。

また、ツアーの中では、視察先で得たものから、参加企業が自社の知見・技術を活かしてどのように長野県に関わることができるかを考え、関わり方のイメージを深めて具体化ができるワークショップを開催する。

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり（ただし、仕様書の内容は現時点のものであり、今後打ち合わせの中で変更する可能性がありますので、ご了承ください。契約後の変更についてはその都度協議させていただきます。）

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 基本的な考え方

イ 提案の特徴

ウ 別添仕様書（案）6「事業内容」に記載の業務の実施方法

エ その他目的達成のために必要となる項目

オ 業務の執行体制

カ 業務等に関する経費及びその内訳

(6) 業務の実施場所

長野県内及び中京圏、関西圏

(7) 履行期間又は履行期限

契約日から令和 8 年 1 月 30 日まで

(8) 費用の上限額

3,218,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第 19 の企画提案書の提出から第 31 の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税を完納している者であること。個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去 3 年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)ア）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第 3 号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第 3 号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

同種ツアー事業に関する業務の実績については、概要が分かる資料のほか、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2	
長野県産業労働部産業立地・IT 振興課 立地振興係（県庁 5 階）	
担当	近藤、吉田
電話	026-235-7193（直通）
メール	ritti@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和 7 年 6 月 19 日（木）

（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時まで、それ以外の場合は午後 5 時まで）【(注) 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第 5 号）第 1 条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

イ 提出先 3 (4) に同じ。（メールも同様）

ウ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに産業立地・IT 振興課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で 3 (4) の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6 (3) ア）の 4 日前までに、書面により産業立地・IT 振興課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業立地・IT 振興課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 3 (4) に同じ。

(イ) 受付時間 上記イの期間中、午前 9 時から午後 5 時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

(1) 開催日時 令和 7 年 6 月 16 日（月） 午後 4 時 00 分から（1 時間程度）

(2) 開催場所 オンライン

(3) 留意事項 説明会参加希望者は、メール等により参加希望の旨ご連絡ください。連絡した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。説明会の参加は任意です。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3 (4)に同じ。
- (2) 受付期間 令和7年6月24日（火）午後5時まで
（持込みの場合、土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- (3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）を持参、郵送又はメールにより提出するものとします。
提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。（送付先等は3 (4)を参照）。
- (4) 回答方法 令和7年6月26日（木）までに参加申込者全員に対し、原則電子メールにより回答するとともに長野県公式ホームページに随時掲載します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第8号）

企画書は、別に定める仕様書（案）に示した内容を踏まえた上で、記載してください。また、原則として全てA4サイズとしてください。

イ 見積書（様式第8号の付表）

経費の合計額は、1 (8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

ウ 会社概要又はパンフレット（写し可）

(2) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3 (4)に同じ。

イ 受付期間 令和7年6月24日（火）午後5時まで

ウ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をメール等により提出するものとします。

エ 回答方法 一般的な質問に関しては、質問者及び説明会参加者全員に対し、電子メールにより回答します。企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対しては電子メール等により回答します。

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和7年7月2日（水）まで

（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。）

イ 提出先 3 (4)に同じ。

ウ 提出部数 6部（正本1部、コピー5部）

エ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は提出期限までに産業立地・IT振興課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3 (4)の担当者に確認してください。

(4) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

検討項目	検討内容（要求内容）	配点
(1) 業務体制	適切な人員配置、業務スケジュールとなっているか。	20
(2) 業務理解	本事業の目的や意図を理解しているか。	20
(3) 計画性	実現性が高く、提案されたコンセプトやアピールポイントが適切か 提案に独自性や、同社が有する知見を活かしているか	20

(4) 業務実績	本委託と類似の業務実績があるか。	20
(5) 業務経費	業務費用の算定が適正であるか	20
合 計		100

(5) 企画提案の選定の方法

ア 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。なお、検討の結果、最高点となった者の評価点が 100 点満点中 60 点未満の場合は選定しません。

イ 5 者以上の提出があった場合は、書類による 1 次審査を行う可能性があります。なお、応募者が 1 者の場合でも審査は実施しますが、審査の結果において最低基準を満たさない場合、又は提案者がいない場合は、再度公募を検討するものとします。

ウ 企画書の選定に当たっては、企画提案評価会議を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより検討を行いますので、出席してください。

エ プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和 7 年 7 月 4 日（金） オンライン

（時間及びオンラインの URL は各参加者に個別に連絡します。）

(6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者を選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により産業立地・IT 振興課長から通知します。

イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により産業立地・IT 振興課長から通知します。

ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第 13 号）及び企画提案評価会議評価書（様式第 9 号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業立地・IT 振興課において閲覧に供します。

(7) 非選定理由に関する事項

ア (6)イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業立地・IT 振興課に対して非該当理由について説明を求めることができます。

イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

ウ 非選定理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 3 (4)に同じ。

(イ) 受付時間 上記アの期間中、午前 9 時から午後 5 時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

ア 提案書は複数提出することはできません。

イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

ウ 提出された企画提案書は、返却しません。

エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）により産業立地・IT振興課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業立地・IT振興課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 歳出予算において、この事業の委託契約に予算が計上されない等の場合は、契約を締結しない又は仕様を見直した上で見積業者を選定された者と協議し、1(8)の上限額より低い金額で契約することがあります。
- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 関連情報を入手するための窓口
3の(4)に同じ。
- (4) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (5) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (6) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。